

諸外国の保護林制度について

2014年10月14日

保護林とは・・・

国有林(または連邦制の国家の一部では州有林)において、区域を指定し、法的又は有効な手段によって、自然保護等を目的とし、開発行為を制限している地域(IUCN定義 2008年より)。

わが国の保護林の概況

| 名称 | 箇所数 | 面積(千ha) |
|-------------|-----|---------|
| 森林生態系保護地域 | 30 | 655 |
| 森林生物遺伝資源保存林 | 15 | 75 |
| 材木遺伝資源保存林 | 320 | 9 |
| 植物群落保護林 | 372 | 161 |
| 特定動物生息地保護林 | 39 | 23 |
| 特定地理等保護林 | 33 | 37 |
| 郷土の森 | 40 | 4 |
| 合計 | 849 | 965 |

森林面積に対し保護林は約4%

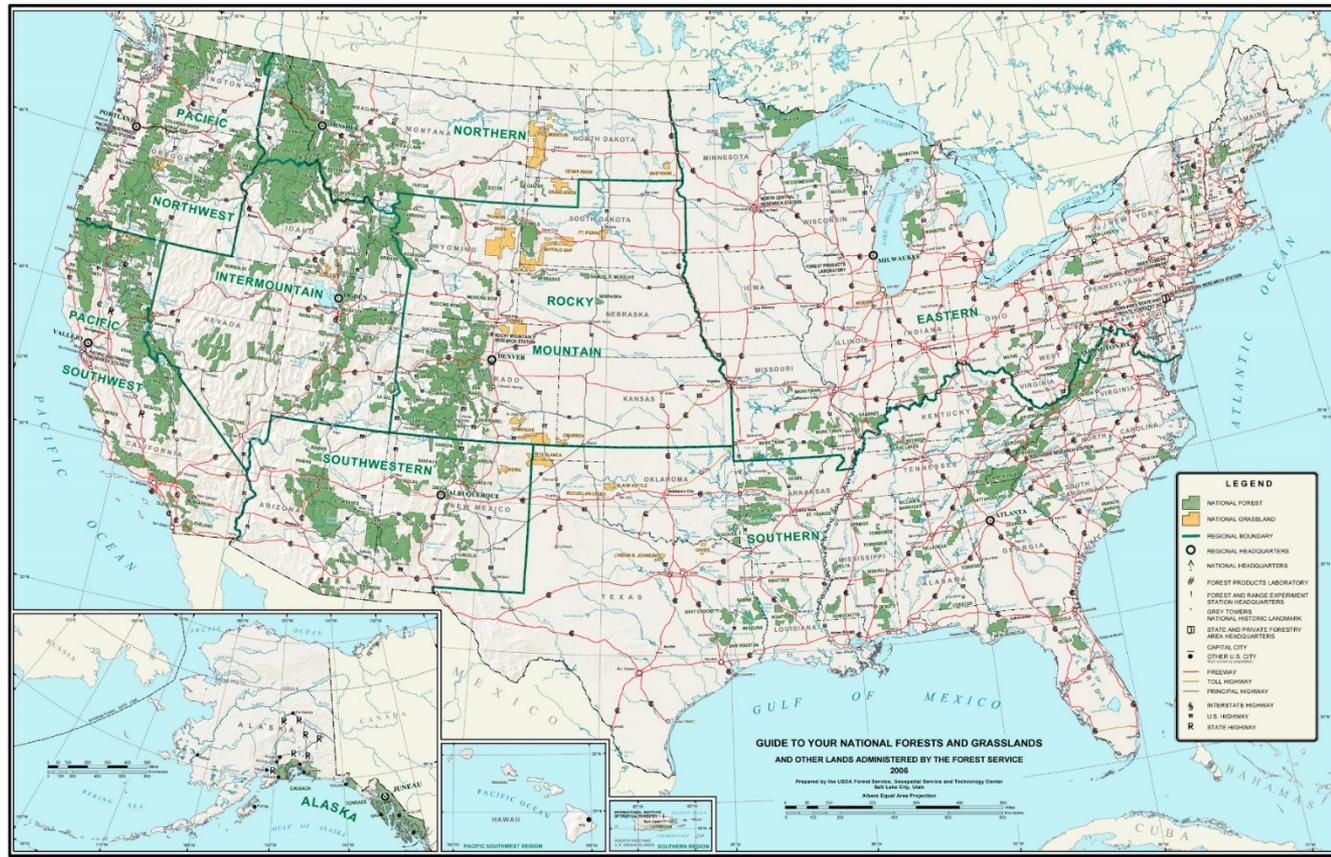
林野庁HPより

事例1. アメリカ合衆国

アリゾナ州 San Francisco Peaks, Mogollon Rim and
Oak Creek Canyon

1-1. 国有林の概要

- USDA Forest Serviceが所有、管理
- 155の国有林(National Forests)があり、面積は約76,200km²
- 国有林内では木材生産等の森林管理、レクリエーション利用が行われている。



図：アメリカの国有林分布

1-2. 保護林について

| 区分 | 面積 | IUCN カテゴリ |
|----------------------|--|-----------|
| Wilderness (原生自然保護区) | 758地域 (443175km ²) | I a、I b |
| | 439地域 (146,537km ²) ※Forest Service管理地 | |

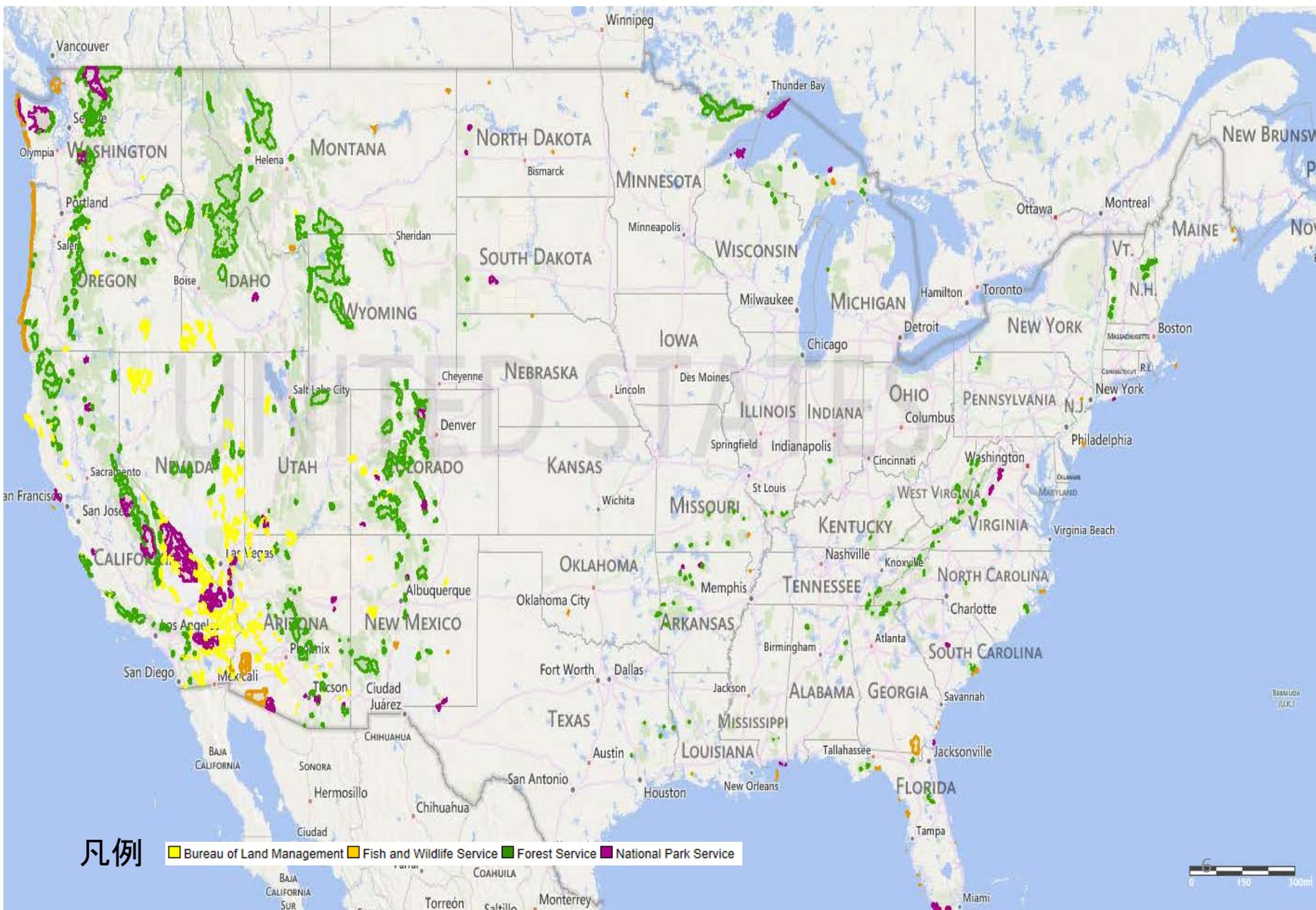
2014.6.2現在

- wildernessはNational Wilderness Preservation System (NWPS) (1964年制定)により管理されている。
- 多くが国有林内に存在している。
- 4つの省庁がそれぞれ管理している(Forest Service ,National Park Service ,Fish and Wildlife Service ,Bureau of Land Management)。

<関連法令>

- 一般鉱業法 (General Mining Act)
- 古美術法 (Antiquities Act)
Conservation Act)
- 国立公園基本法 (National Park Service Organic Act)
- 原生保護法 (Wilderness Act)
- 国家環境方針 (National Environmental Policy Act)
- 大気汚染防止法 (Clean Air Act)
- 水質汚染防止法 (Clean Water Act)
- 絶滅危惧種保護法 (Endangered Species Act)
- アラスカ国有地保護法 (Alaska National Interest Lands

1-3. 保護林の分布



凡例

■ Bureau of Land Management ■ Fish and Wildlife Service ■ Forest Service ■ National Park Service



保護林の管理者、制限行為

<管理者>

Forest Serviceの各地域ごとの出先機関が管理している。

<制限行為>

- 林業活動の禁止
- 車両の進入禁止
- 自転車、バイクなどの乗り入れ禁止
- 区域から出る際は以前と同じ状態に
- 鉱山、道路等の開発禁止



事例2.カナダ (ブリティッシュコロンビア州)

Mount Seymour Provincial Park

2-1. 州有林の概要

- ブリティッシュコロンビア州（以下、BC州）は州有林を所有
- BC州独自の森林法を制定している。
- 州有林は森林・土地資源局が所有管理している。
- BC州の面積は9480万ha、そのうち州有林面積は8070万haで州森林面積の95%を占める。
- ツガ、マツなどの針葉樹が多く分布

図：BC州の森林分布
（緑色が森林）



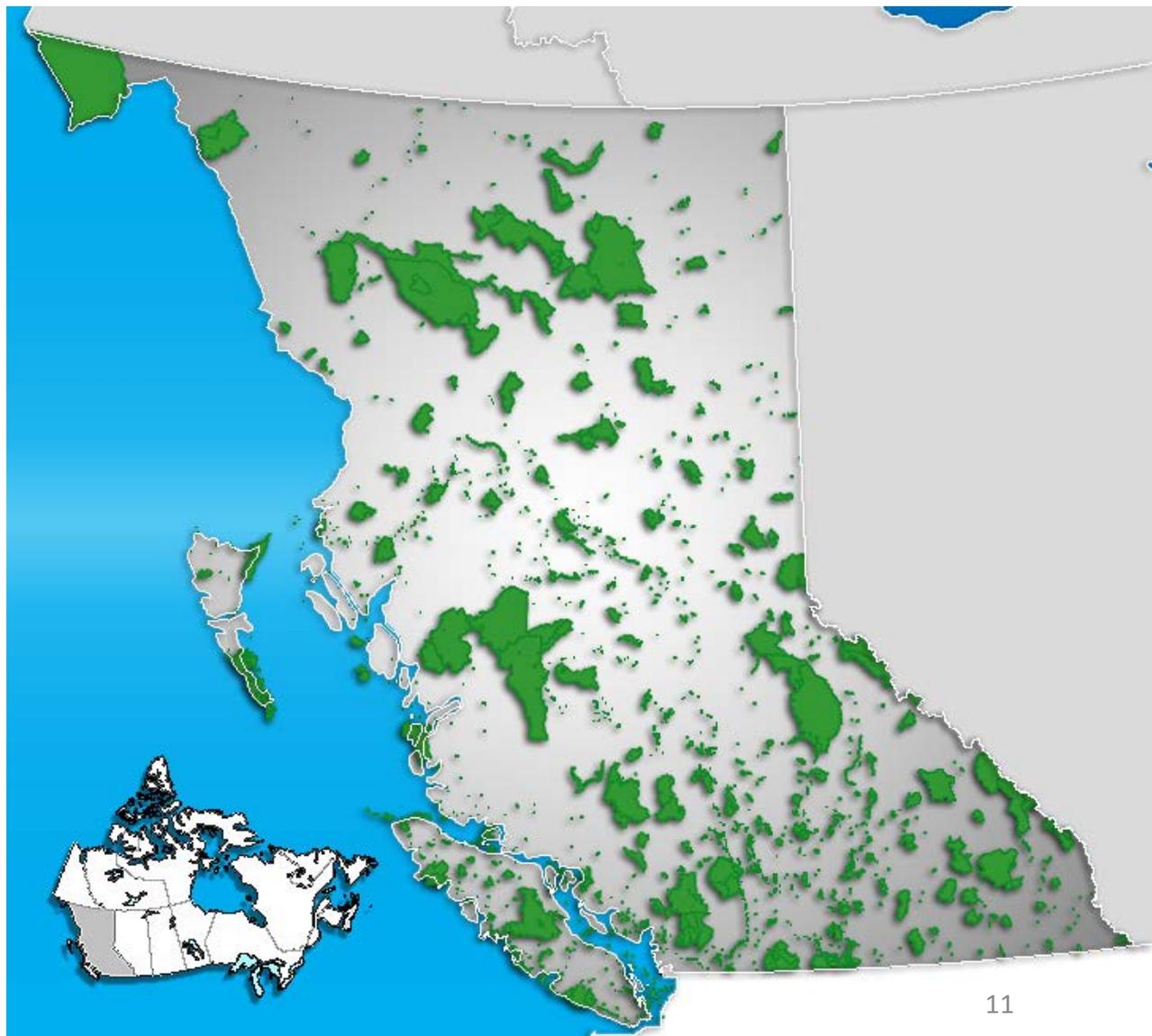
2-2. 保護区域について

- 保護区域の制度を制定しているのは**環境省**公園局
- 環境省は環境アセス、気候変動対策、公園管理などの業務を行っている。
- 保護区域の面積は約1400万haで州面積の14.4%を占める。
- 保護区域の区分は Class A Parks, Class B Parks, Class C Parks, Recreation Areas, Conservancies, Designations under the Environment and Land Use Act, Ecological Reserves の7つ

| 分類 | 箇所数 | 面積(ha) | IUCNカテゴリ |
|---|-----|------------|----------------|
| Class A Parks | 627 | 10,489,716 | I a、I b、II、III |
| Class B Parks | 2 | 3,778 | IV |
| Class C Parks | 14 | 495 | II |
| Recreation Areas | 2 | 5,929 | V |
| Conservancies | 156 | 2,998,507 | I b |
| Designations under the Environment and Land Use Act | 80 | 383,818 | |
| Ecological Reserves | 148 | 160,452 | I a |

2014.4.11現在

図 保護区域の分布



各保護区域の概要

- **Class A Parks**・・・公園法、保護区域法を元にBC州議会によって指定される。環境省の許可が下りないと所有権の移譲や天然資源の開発が不可。
- **Class B Parks**・・・公園法を元にBC州議会によって指定される。基本的に許可が下りないと所有権の移譲や天然資源の開発が不可であるが公園に悪影響を及ぼす活動以外なら許可される。
- **Class C Parks**・・・公園法を元にBC州議会によって指定される。Class Aと同様に所有権の委譲や天然資源の開発が不可。地域の委員会によって管理されなければならない。
- **Conservancies**・・・公園法、保護区域法を元にBC州議会によって指定される。社会的、文化的な使用は認めているが、商業伐採や鉱山等の開発は禁止される。ただし、低影響の開発ならば認められる。
- **Recreation Area**・・・レクリエーション使用が認められる地域。他の公園区分に比べ、使用許可において大臣の自由な決定権がある。キャンプする場合、利用料がかかる。
- **Ecological Reserves**
 - ・・・自然環境の研究や教育の場として認められており、人為的な影響を与えることは禁じられている。BC州の代表的生態系を示す地域である。植生、動物的、地理的にも貴重な地域を指定する。
- **Designations under the Environment and Land Use Act**
 - ・・・環境土地利用法によって土地利用委員会に土地利用と資源開発の権限を与える一方、環境の保全・維持を行う地域である。

<根拠法令>

- 公園法 (the Park Act)
- BC州保護区法 (the Protected Areas of British Columbia Act)
- 環境土地利用法 (the Environment and Land Use Act)

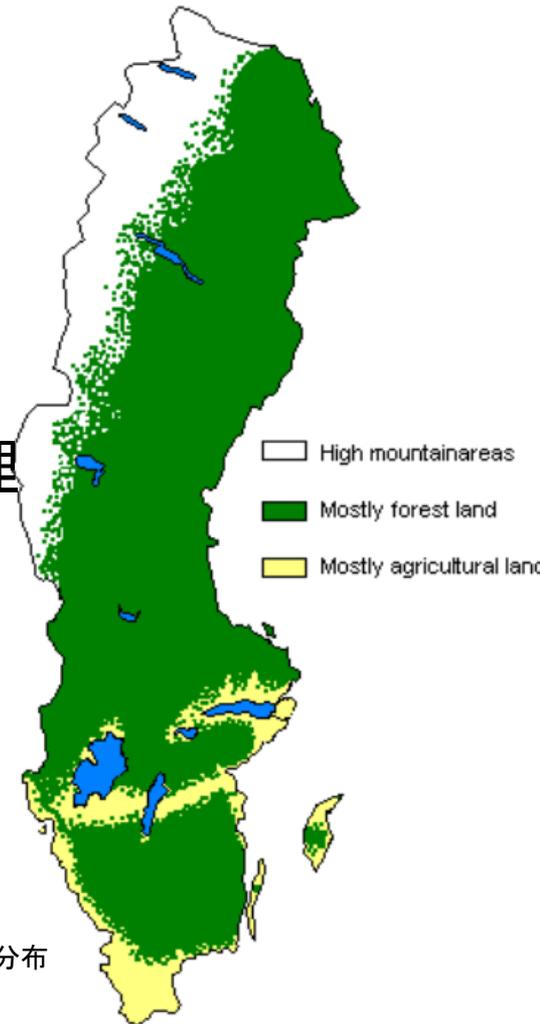
A lush green forest with a stream flowing through it, surrounded by mossy rocks. The scene is vibrant with various shades of green, from the deep forest floor to the bright canopy above. The stream is calm, reflecting the surrounding foliage and the sky. The rocks are covered in moss, adding to the sense of a well-maintained natural environment.

事例3. スウェーデン

Skärалid Söderåsen

3-1. 国有林の概要

- 森林面積は2752万ha、国土面積の67%を占める。
- 国有林24%、私有林76%となっている。
- 主要樹種はマツ、エゾマツ、トウヒ
- 国有林は森林省が所有している。また、国営会社Sveaskogが国有林面積の約14%を所有・管理している。



図：スウェーデンの森林分布
Swedish Statistical Yearbook of Forestry2007より

3-2.保護区域について

- 保護区域の制度管理者は森林省または環境省、Sveaskog(民間会社)
- 森林省は一部を環境省と制度を共有し、管理している。Sveaskogは独自に制度を持ち管理している。
- 森林省管理の保護区域面積は約110万ha(森林面積の約4%)、Sveaskogは約65万ha(所有面積385万ha)
- 森林省の保護区域→National Parks、Nature Reserve、habitat protection、Nature conservation agreementsの4種類。
- Sveaskogの保護区域→protection and conservation、eco park を設定。

3-3.①国の保護区域について

| 分類 | 箇所数 | 面積(ha) | IUCNカテゴリ |
|--------------------------------|-------|-----------|----------|
| National Parks | 29 | 632,165 | I a、II |
| Nature Reserves | 3,799 | 3,685,500 | III |
| Habitat protection | 6,706 | 21,490 | I a |
| Nature conservation agreements | 4,348 | 27,851 | III、IV、V |

- National Parksの大部分は北部の山岳地域に分布している。
- Habitat Protectionの平均面積は3ha、2009年現在6250箇所が指定されている。
- Nature conservation agreementsは1箇所の面積が平均7.4haと小規模、2009年現在4000箇所が指定されている。

図：保護区域分布図
Protected forests.comより



- National Parks、Nature Reserves (国立公園、自然保護区)

→環境省と制度(Natural Code)を共有し管理している。火の使用、犬の持ち込みは禁じられている。自転車や乗馬も制限されている。

- Habitat Protection (生息地保護区)

→環境省と制度(Natural Code)を共有し管理している。20ha以下の面積が指定されている。開発行為は禁止されている。土地所有者は管理に必要な金額プラス25%を補償として1度だけ受け取ることができる。維持するために択伐等の小規模な伐採が認められている。

- Nature Conservation agreements (自然保護協定地区)

→森林省と土地所有者が50年の協定を結んで保護区域としている。土地所有者は土地の管理制限に対し経済的な保証を受け取ることができる。面積は3~20haの間で平均7.4ha。管理費用は所有者負担、材の収益は所有者に還元される。契約を結ぶこと

により所有権や狩猟権に影響はない。 <根拠法令>

- Natural Code
- The National Park Act
- Nature Conservation Act
- Forestry Act

3-4.②Sveaskogの保護区域について

- 独自の保護林制度を持っている。
→エコパーク、保護地区
- 生産林の5%がエコパークとなっている。指定には最低1000haの面積要件。積極的な伐採更新作業が行われる。自然保護のために管理下で山火事を起している。レクリエーション活動(釣りや狩猟など)ができる。エコパーク指定地域の少なくとも半分は林業地域にしないようにしている。
- 生産林の10%を自然保護地区(nature conservation)とし、主に北部山岳地域に分布している。保護地区内での林業活動は禁止されている。
- WWFの協力の元、価値を評価している。

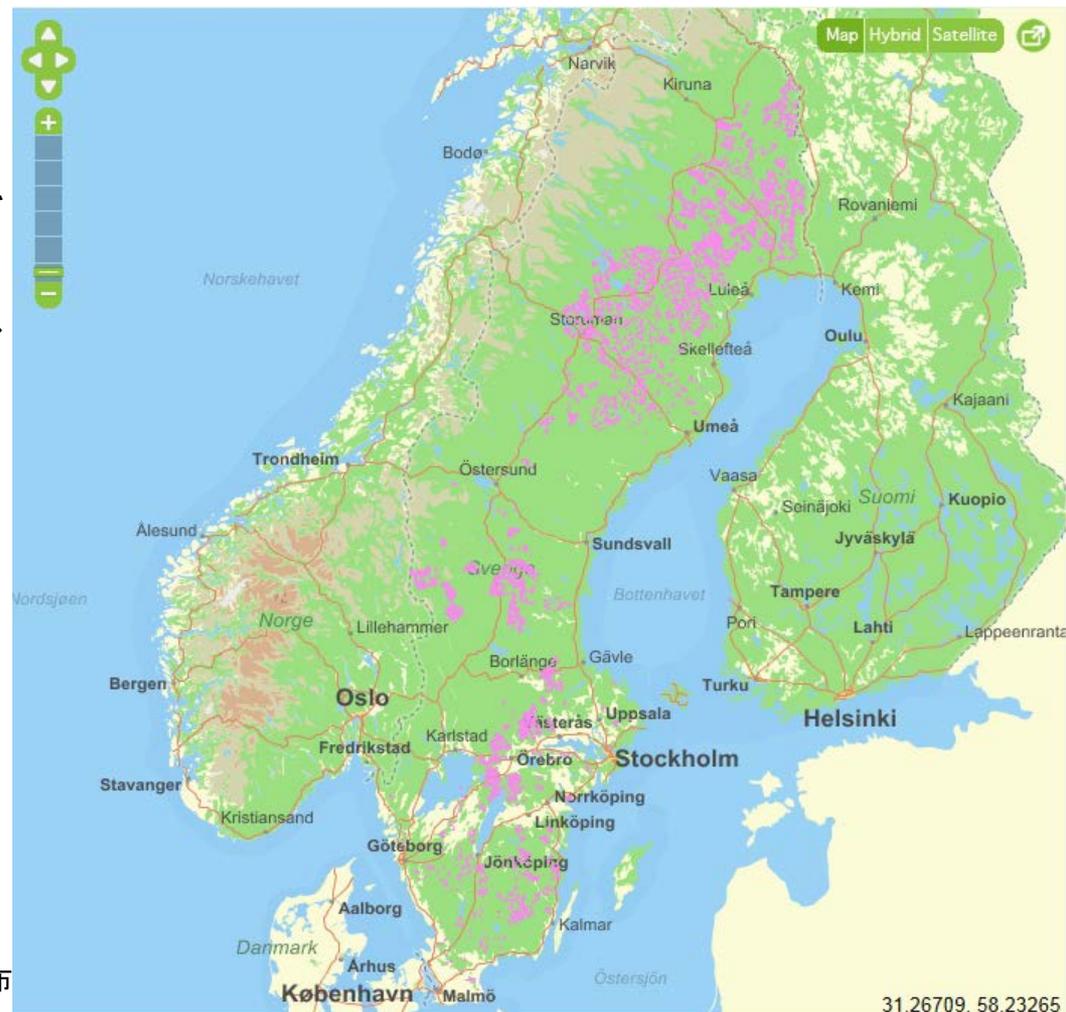


図 : sveaskogの保護地区の分布

事例4. インドネシア

Aketajawe
National Park

4-1. 国有林の概要

- 森林面積は9443万ha、森林率は約50%
- そのうち国有林は8593万ha
- 主要樹種はチーク、フタバガキ等

THEMATIC LEGEND

*Evergreen Montane Forest (> 1000m)
including degraded forests and forest regrowth*



*Evergreen Lowland Forest (< 1000m)
including degraded forests and forest regrowth*



Mangrove Forest



Swamp Forest



*Thickets, shrubs, grassland
and cultivation of perennial crops*



Cropland



*Burnt vegetation /
Dry vegetation / Sparse vegetation*



Forests burnt in 1998: damage 25% -80%



Water



図：インドネシアの森林分布
European Commissionより

4-2. 保護林について

- 林業省が保護林の制度を制定し管理も行っている。
- 林業省は森林計画・植林・木材生産・森林保護などの業務を行っている。
- 保護林の面積は森林面積の約25%を占めている。
- 保護林はNature Reserve ZoneとNature Conservation Zone、Game Hunting Parkの3体系に分かれる。
- Nature Reserve ZoneにはStrict Nature ReservesとWildlife Sanctuariesの2種類があり、Nature Conservation ZoneにはNational Park、Nature Recreation Park、Grand Forest Parkの3種類がある。

| 保護地域の種類 | | 箇所数 | 面積 (ha) | IUCNカテゴリ |
|-------------------|------------------------|-----|------------|----------|
| 保存地域 | Strict Nature Reserves | 222 | 3,957,691 | I |
| | Wildlife Sanctuaries | 71 | 5,024,138 | IV |
| 自然保全地域 | National Park | 43 | 12,328,523 | II |
| | Nature Recreation Park | 101 | 257,323 | V |
| | Grand Forest Park | 23 | 351,680 | V |
| Game Hunting Park | | 13 | 220,951 | V |

STATISTIK KEHUTANAN INDONESIA 2012より

全て1990年の生物資源及び生態系保全法、1999年の森林法によって指定される。

- Strict Nature Reserves (厳正自然保護地域)

→貴重な動植物とその生態系を保存するために指定される。調査研究、教育、動植物種の増殖に必要な活動が認められている。

- Wildlife Sanctuaries (野生生物保存地域)

→生物多様性及び固有の動物相の保存のために指定される。調査研究、教育、動植物種の増殖に必要な活動が認められている。

両地区とも政府の許可があれば、動植物種を海外へ持ち出すことが可能。

- National Park(国立公園)

→原生生態系の保全及び調査研究、教育、文化利用のために指定される。独自のゾーニング体系(コア地域、利用地域)を持っている。調査研究、教育、限定的なエコツーリズム、動植物種の増殖に必要な活動が認められている。

- Nature Recreation Park(自然観光公園)

→エコツーリズム、レクリエーション利用のために指定される。調査研究、教育、エコツーリズム、レクリエーション、動植物種の増殖に必要な活動が認められている。

- Grand Forest Park(大規模森林公園)

→動植物の調査研究、エコツーリズム、レクリエーション利用、動植物の繁殖を目的として指定される。調査研究、教育、エコツーリズム、レクリエーション、動植物種の増殖に必要な活動が認められている。

※エコツーリズムは管理計画に基づき計画される。

※エコツーリズム、レクリエーション利用には政府の許可が必要。

- Game Hunting Park (狩猟公園)

→レクリエーション目的の狩猟のために指定される。動植物の捕獲・採取、狩猟が認められている。

<根拠法令>

- Law of The Republic of Indonesia No.5/1990
- LAW OF THE REPUBLIC OF INDONESIA
NUMBER 41 of 1999

追加事例 ドイツ・フランスについて

ドイツ

- Strict Forest Reserves (Naturwaldreservate)
厳正森林保護区
 - 基本的に州有林内に指定。
 - 781地区、28,205ha(全森林面積の0.26%)(2003)
 - 中間値 36.1ha
 - 開発行為禁止。林業施業も禁止。
 - バイエルン州
 - バイエルン州森林法による。
 - 159地区、7,000ha (規模は2haから180ha)
 - 153地区：州有林
 - 6地区：市町村有林
 - 1地区：私有林

フランス

- Biological Reserves 生物保護区
 - 国家森林公社National Forest Office(ONF)の管理下。
 - ONF:国有林と公有林(市町村有林)を管理
 - 国有林:国立生物保護区
 - 公有林:地方自治体立生物保護区
 - ONFの役割は、森林法典に規定。
 - Managed Biological Reserves
 - 傑出したビオトープ、生物種の生息地の保全
 - 木材生産、狩猟が一部の地域では認められる。
 - Strict Biological Reserves
 - 生態系の保全、生物多様性の維持。研究目的。
 - 森林施業、狩猟の禁止。
 - レクリエーション等の立ち入りの制限(調査研究、教育を除く)。

5.日本の制度等との比較

● 制度面について

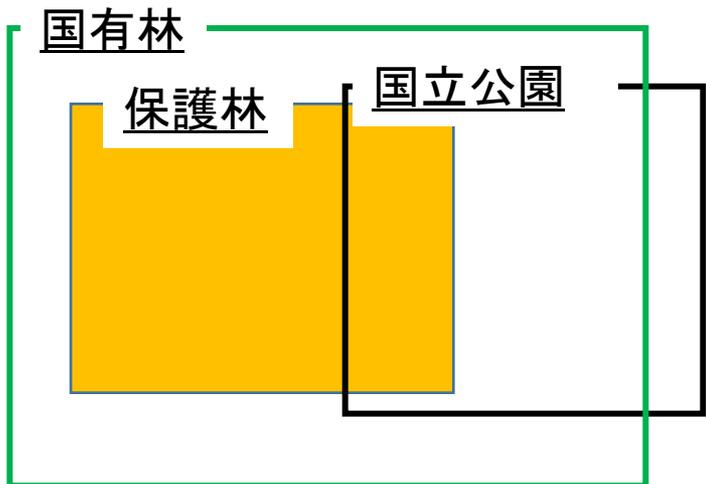
| | 保護林制度の制定者 | 保護林土地所有者 | 保護林管理者 | 保護林の種類 |
|--------|-----------|----------------|----------------|--------|
| 日本 | 林野庁 | 林野庁 | 林野庁 | 7 |
| アメリカ | NWPS | Forest Service | Forest Service | 1 |
| BC州 | 環境省公園局 | 森林・土地資源局 | 環境省公園局 | 7 |
| スウェーデン | 森林省、環境省 | 森林省 | 森林省・土地所有者 | 4 |
| | Sveaskog | Sveaskog | Sveaskog | 2 |
| インドネシア | 林業省 | 林業省 | 林業省 | 6 |

- ✓インドネシアは林業省が制度の制定・管理まで全て行っている。
- ✓アメリカではNWPSを元に、Forest Serviceを含む4つの省庁が地域を指定しそれぞれが管理している。
- ✓スウェーデンは国営会社も独自に保護林制度を指定し管理している。

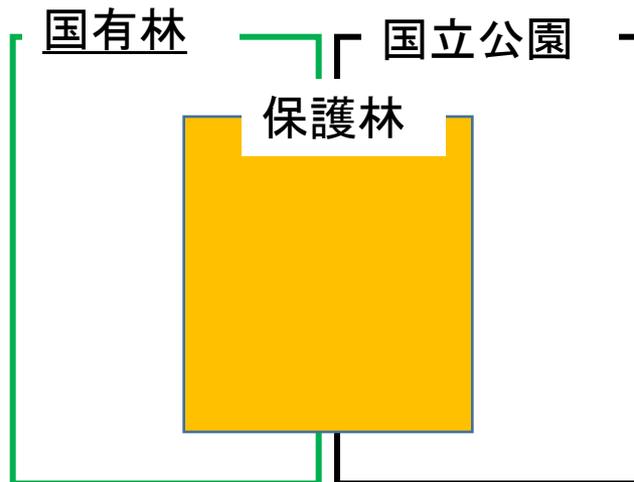
● レクリエーション利用について

| | レクリエーション利用のための区分 | 備考 |
|----------|------------------|---|
| 日本 | 無 | |
| アメリカ | 有 | 車両の乗り入れ禁止 |
| BC州 | 有 | レクリエーション利用のための区域が設けられている。キャンプ利用には利用料がかかる。 |
| スウェーデン | 無 | |
| Sveaskog | 有 | エコパークとして指定 |
| インドネシア | 有 | 3つの区域が指定。ただし、レクリエーション利用するためには政府の許可が必要 |

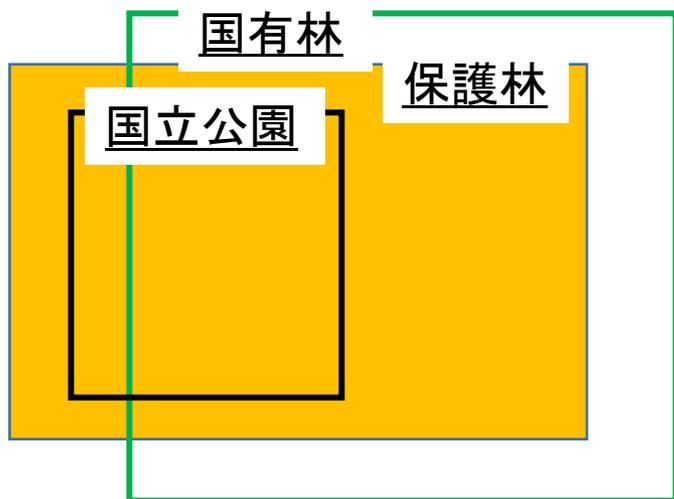
日本



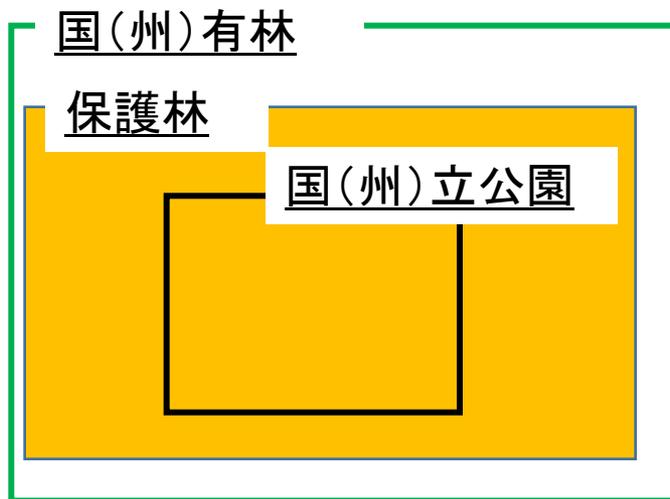
アメリカ



スウェーデン



BC州、インドネシア



- 日本やアメリカのような体系は珍しい。
- スウェーデンやBC州のように、国有林という大枠の中に保護林を設定しその中に国立公園を制定しているタイプが多い。

各国の保護林管理方法

| | 保護林制度制定者 | 保護林管理者 | 管理方法 |
|--------|----------|----------------|---|
| アメリカ | NWPS | Forest Service | Wilderness Areaとして指定しForest Serviceが管理。開発行為を禁止、アクセス方法を制限し、厳格に管理している。自然遷移に任せた管理をしている。自然発生した山火事は可能な限り消火活動を行わない。 |
| BC州 | 環境省公園局 | 環境省公園局 | 7エリアを指定し、公園局が管理。厳格に管理されているエリアから開発行為が許可されるエリア、レクリエーションのためのエリアと多様な管理がされている。エリアによってアクセス方法の制限がある。人為的な山火事を起こし更新を促している。 |
| スウェーデン | 森林省・環境省 | 森林省・土地所有者 | 4エリアを指定し森林省または土地所有者が管理。保護林全てが厳しく管理されている。土地所有者と協定を結び、所有者に管理を委託するエリアがある。 |
| | Sveaskog | Sveaskog | 2エリアを指定しSveaskogが管理。レクリエーションのエコパーク、林業活動が禁止される保護地区と対照的に管理している。エコパークでは管理下で山火事を起している。 |
| インドネシア | 林業省 | 林業省 | 6エリアを指定し、全て林業省が管理。厳格に管理する保存地域とレクリエーション利用を認める自然保全地域、狩猟公園と大きく3つに区分し管理している。 |

まとめ

◆日本の保護区制度は、それぞれの制度が独自性を持ったユニークな体系である。

○国有林は、環境省が管轄する自然保護制度等とまったく独立して独自の保護林体系を持っている。

- ほとんどの国々は、自然保護政策系統の制度と何らかの連関を持っており、我が国でも関係省庁による調整が行われる。

インドネシア: 林業省が国立公園も管轄。

スウェーデン: 自然公園制度を森林局と自然保全庁が共管。

日本: 林野庁が国有林野を管理し保護林制度を所管、他省庁と連携。

- ドイツ、フランスは、国有林(州有林)が独自の自然保護制度を持っているが、限定的である。

○レクリエーション機会の提供に関しては別制度にて担保。

←→アメリカのウィルダネス制度